公立大学法人会津大学役員報酬規程

（平成１８年４月１日規程第３４号）
改正　平成１９年４月１日規程第６号
改正　平成２１年４月１日規程第８号
改正　平成２１年６月２５日規程第３６号
改正　平成２１年１２月１日規程第４１号
改正　平成２２年１２月１日規程第１９号
改正　平成２３年４月１日規程第３号
改正　平成２５年４月１日規程第２３号
改正　平成２７年１月１日規程第１６号
改正　平成２７年４月１日規程第１３号
改正　平成２８年３月１１日規程第１号
改正　平成２８年１２月２１日規程第１７号
改正　平成２９年３月３０日規程第３９号
改正　２０１７年１２月２１日規程第７号
改正　２０１８年１２月２５日規程第１号
改正　２０１９年３月２９日規程第２１号
改正　２０２０年１１月３０日規程第１２号
改正　２０２１年３月３０日規程第１５号
改正　２０２１年１１月３０日規程第１２号
改正　２０２２年１２月２８日規程第　９号
改正　２０２３年　３月３１日規程第１６号
改正　２０２３年１２月２８日規程第２９号
改正　２０２４年１２月２７日規程第２２号
改正　２０２５年３月３１日規程第８号

（目的）
第１条　この規程は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第４８条の規定に基づき、公立大学法人会津大学の役員の報酬について定めることを目的とする。

（役員の報酬）
第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

（報酬の支給日）

第３条　役員の報酬（期末特別手当を除く。）の支給日は、毎月２１日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

（基本給）

第４条　常勤の役員の基本給月額は、次のとおりとする。

理事長　　１，０６５，０００円

副理事長　　８４０，０００円

理事　　７８０，０００円

２　理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず別に基本給月額を定めることができる。

（基本給の特例）

第５条　常勤の役員に支給する基本給月額は、２０２５年４月１日から２０２７年３月３１日までの間において、前条の規定に基づいて定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給月額は、前条の規定に基づいて定める額とする。

（通勤手当）

第６条　通勤手当は、公立大学法人会津大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１４条第１項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に対して支給する。

２　通勤手当の月額は、給与規程第１４条第２項に規定する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

（期末特別手当）

第７条　期末特別手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、給与規程第２４条第１項に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

２　期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあたっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき第４条の規定に基づき定める額に１００分の４５を乗じて得た額を加算した額を基礎として、１００分の１７２．５を乗じて得た額に、基準日前６箇月以内の期間におけるその者の在職期

間の次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　６か月１００分の１００

二　５か月以上６か月未満１００分の８０

三　３か月以上５か月未満１００分の６０

四　３か月未満１００分の３０

３　前項に規定する在職期間は役員として在職した期間とする。ただし、公立大学法人会津大学職員就業規則の適用を受ける職員又は地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）の適用を受ける地方公務員（以下「法人等職員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となった場合における在職期間には、その法人等職員の在職期間を算入するものとする。

４　基準日前１箇月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて法人等職員となった場合には、第１項の規定にかかわらず期末特別手当は支給しない。

５　第２項の規定による期末特別手当の額は、公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の１００分の１０の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

６　前５項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

（寒冷地手当）

第８条　寒冷地手当は、給与規程第２６条第１項に規定する支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

２　寒冷地手当の額は、給与規程第２６条第２項に規定する額とする。

３　前２項に規定するもののほか、寒冷地手当の額その他寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の例による。

（非常勤役員手当）

第９条　非常勤の役員の報酬は、次の非常勤役員手当とする。

理事　日額　３６，３００円

監事　日額　３２，６００円

（月の中途で就任又は退職した場合の報酬）

第１０条　月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の基本給は、第５条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本給月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

２　月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本給は、日額にそ

の月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本給月額を全額支給する。

（報酬の支払方法）

第１１条　役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

（端数の処理）

第１２条　この規程により計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

（実施に必要な事項）

第１３条　この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附　則

この規程は平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は平成２１年４月１日から施行する。

２　平成２１年６月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附　則

この規程は平成２１年６月２５日から施行する。

附　則

この規程は平成２１年１２月１日から施行する。ただし、第７条第２項の改正規定（「１００分の１６０」を「１００分の１４５」に改める部分に限る。）は平成２２年４月１日か

ら施行する。

附　則

1　この規程は平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第７条第２項の改正規定は平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２２年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附　則

この規程は平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２５年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は平成２７年１月１日から施行し、平成２６年１２月１日から適用する。

2　平成２６年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１５７．５」とあるのは「１００分の１６５」とする。

（期末特別手当の内払）

3　改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は平成２８年３月１１日から施行し、平成２７年１２月１日から適用する。

2　平成２７年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。

3　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

1　この規程は、平成２９年１月１日から施行し、平成２８年１２月１日から適用する。

２　平成２８年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１７０」とする。
３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、２０１８年1月１日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。
２　２０１７年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。
３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

１　この規程は、２０１９年1月１日から施行し、２０１８年１２月１日から適用する。
２　２０１８年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１７２．５」とする。
３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、２０１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、２０２０年1月１日から施行し、２０１９年１２月１日から適用する。
２　２０１９年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。
３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報

酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

１　この規程は２０２０年１２月１日から施行する。ただし、第７条第２項の改正規定は２０２１年４月１日から施行する。

２　２０２０年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１６２．５」とする。

附　則

この規程は、２０２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は２０２１年１２月１日から施行する。ただし、第７条第２項の改正規定は２０２２年４月１日から施行する。

２　２０２１年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１５５」とする。

附　則

１　この規程は、２０２３年1月１日から施行し、２０２２年１２月１日から適用する。

２　２０２２年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１６５」とする。

３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、２０２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、２０２４年1月１日から施行し、２０２３年１２月１日から適用する。

２　２０２３年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７２.５」とする。

３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報

酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

１　この規程は、２０２５年1月１日から施行し、２０２４年１２月１日から適用する。

２　２０２４年１２月に支給する期末特別手当に関する第７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７７.５」とする。

３　この規程による改正後の公立大学法人会津大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人会津大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された期末特別手当は、改正後の役員報酬規程の規定による期末特別手当の内払とみなす。

附　則

この規程は、２０２５年４月１日から施行する。